建 管 第 373-5 号 平成30年 7月26日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長 (公印省略)

「埼玉県建設工事標準請負契約約款」に基づく様式の策定について

「埼玉県建設工事標準請負契約約款」第23条、第24条では、工期や請負代金額の変更を行う場合は発注者と受注者が協議して定めることとなっています。 土木工事において同協議の適切な実施を図るため、下記のとおり様式を策定しましたので参考送付します。

記

## 1 内容

「埼玉県土木工事実務要覧」第4様式編 埼玉県建設工事標準請負契約約款に基づく様式第9号(土木)「変更契約について」を策定する。

様式第9号(土木)の策定に伴い、現行の様式第9号以降の号数を改める。

## 2 適 用

平成30年8月1日以降、同約款第23条、第24条に基づく変更契約を行う工事に適用する。

## 3 その他

策定された様式は、建設管理課ホームページ (「埼玉県土木工事実務要覧」第4様式編) にて閲覧できます。

http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-kouji-jitumuyouran-h2604.html

担 当 埼玉県県土整備部建設管理課 技術管理担当 髙野、近藤、飯島

電 話 048-830-5201

FAX 048-830-4868

e-mail a5190-02@pref.saitama.lg.jp